

## 窒素含有量(T-N)に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基準値(mg/l)	
		Cn、Cno	Cni
2	畜産農業	100	65
3	天然ガス鉱業	105	65
4	非金属鉱業	25	20
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	60	25
6	乳製品製造業	30	20
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	40	25
8	水産缶詰・瓶詰製造業	25	20
9	寒天製造業		
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	50	30
12	冷凍水産物製造業		
13	冷凍水産食品製造業		
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む)	45	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	20
16	野菜漬物製造業	25	20
17	味そ製造業		
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	50	30
19	うま味調味料製造業	25	20
20	ソース製造業	20	15
21	食酢製造業		
22	砂糖精製業	25	10
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	85	20
24	小麦粉製造業	25	20
25	パン製造業		
26	生菓子製造業		
27	ビスケット類・干菓子製造業		
28	米菓製造業		
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)		
30	植物油脂製造業		
31	動物油脂製造業		
32	食用油脂加工業		

窒素含有量(T-N)に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基準値(mg/l)		
		Cn、Cno	Cni	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	25	20	
34	穀類でんぷん製造業			
35	めん類製造業	30	20	
37	豆腐・油揚製造業	35	25	
38	あん類製造業	30	20	
39	冷凍調理食品製造業	30	25	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	25	20	
41	清涼飲料製造業	30	20	
42	果実酒製造業	25	20	
43	ビール製造業			
44	清酒製造業	20	15	
45	蒸留酒・混成酒製造業			
46	インスタントコーヒー製造業	25	20	
47	配合飼料製造業			
48	単体飼料製造業			
49	有機質肥料製造業			
50	たばこ製造業			
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)			
55	繊維工業(51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの			
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの			
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの			
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)			(1)綿織物捺染工程
		(2)その他のもの	30	20
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	20	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	20	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	20	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの			
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの			

窒素含有量(T-N)に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基準値(mg/l)	
		Cn、Cno	Cni
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	25	20
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)		
69	一般製材業又は木材チップ製造業		
71	合板製造業(集成材製造業を含む。 ) 又はパーティクルボード製造業		
75	木材薬品処理業		
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。 ) 又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。 ) に係るもの		
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。 ) に係るもの		
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。 ) に係るもの		
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。 ) に係るもの		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)		
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		
89	機械すき和紙製造業		
90	手すき和紙製造業		
91	塗工紙製造業		
92	段ボール製造業		
93	重包装紙袋製造業		
94	セロファン製造業		
95	乾式法による繊維板製造業		

窒素含有量(T-N)に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基準値(mg/l)		
		Cn、Cno	Cni	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	25	20	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76の項から前項までに掲げるものを除く。)			
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)			
101	製版業			
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	(1)アンモニア製造工程	90	30
		(2)アンモニア誘導品製造工程	350	200
		(3)尿素製造工程	1500	1200
		(4)その他のもの	80	40
103	複合肥料製造業	40	35	
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	15	10	
105	ソーダ工業	20	15	
106	電炉工業	20	20	
107	無機顔料製造業	(1)黄鉛顔料製造工程	400	300
		(2)その他のもの	70	40
108	無機化学工業製品製造業(105の項から前項までに掲げるものを除く。)	(1)バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するもの)	3000	3000
		(2)酸化コバルト製造工程	440	440
		(3)モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するもの)	3000	3000
		(4)イットリウム酸化物製造工程	80	50
		(5)酸化銀製造工程	200	150
		(6)酸化ジルコニウム製造工程	200	150
		(7)窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程	80	50
		(8)その他のもの	50	30
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するもの	150	50
		(2)その他のもの	30	20
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するもの	100	50
		(2)その他のもの	40	20
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	(1)窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの	150	50
		(2)その他のもの	30	20

## 窒素含有量(T-N)に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基準値(mg/l)		
		Cn、Cno	Cni	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するもの	55	25
		(2)その他のもの	15	15
114	石油化学系基礎製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	20	
115	脂肪族系中間物製造業	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するもの	100	50
		(2)青酸誘導品含有排水を排出する工程	500	500
		(3)その他のもの	50	25
116	メタン誘導品製造業	40	20	
117	発酵工業	40	30	
118	コールタール製品製造業	900	900	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するもの	150	80
		(2)その他のもの	20	15
120	プラスチック製造業	(1)窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの	100	50
		(2)その他のもの	30	20
121	合成ゴム製造業	(1)窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの	80	50
		(2)その他のもの	50	25
122	有機化学工業製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するもの	60	25
		(2)イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程	300	200
		(3)メラミン製造工程	1500	1000
		(4)化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)	500	25
		(5)その他のもの	30	20
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	25	15	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの			
125	合成繊維製造業	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するもの	100	50
		(2)その他のもの	20	15
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	35	20	
127	石けん・合成洗剤製造業			
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)			

窒素含有量(T-N)に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分		基準値(mg/l)	
			Cn、Cno	Cni
129	塗料製造業		35	20
130	印刷インキ製造業		20	10
131	医薬品原薬・製剤製造業	(1)医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)	120	30
		(2)その他のもの	40	30
132	医薬品製剤製造業		20	15
133	生物学的製剤製造業			
134	生薬・漢方製剤製造業			
135	動物用医薬品製造業			
136	火薬類製造業		25	20
137	農薬製造業		55	20
138	合成香料製造業			
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)			
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		30	20
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)		50	20
143	写真感光材料製造業		20	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業			
145	イオン交換樹脂製造業			
146	化学工業(102の項から前項までに掲げるものを除く。)		40	20
147	石油精製業		20	20
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)		25	20
149	コークス製造業		800	600
150	石油コークス製造業		25	20
151	自動車タイヤ・チューブ製造業			
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの			
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)			
154	なめしかわ製造業		50	50
155	毛皮製造業		30	30
156	板ガラス製造業		25	20
157	板ガラス加工業			
158	ガラス製加工素材製造業			
159	ガラス容器製造業			

窒素含有量(T-N)に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分		基準値(mg/l)	
			Cn、Cno	Cni
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		25	20
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業			
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業			
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)			
164	ガラス・同製品製造業(156の項から前項までに掲げるものを除く。)			
165	生コンクリート製造業		20	15
166	コンクリート製品製造業		25	20
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)			
168	黒鉛電極製造業			
169	砕石製造業		30	25
170	鉱物・土石粉碎等処理業		25	20
172	うわ薬製造業			
173	高炉による製鉄業	(1) コークス製造工程	600	400
		(2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	70	50
		(3) その他のもの	20	20
175	フェロアロイ製造業		20	10
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)		20	10
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	70	50
		(2) その他のもの	20	10
179	熱間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	70	50
		(2) その他のもの	20	10
180	冷間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	70	50
		(2) その他のもの	35	20
181	冷間ロール成型形鋼製造業	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	60	50
		(2) その他のもの	20	10
182	鋼管製造業	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	60	50
		(2) その他のもの	20	10
183	伸鉄業	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	60	50
		(2) その他のもの	20	10
184	磨棒鋼製造業	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	60	50
		(2) その他のもの	20	10

窒素含有量(T-N)に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分		基準値(mg/l)	
			Cn、Cno	Cni
185	引抜鋼管製造業	(1)ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	60	50
		(2)その他のもの	35	20
186	伸線業	(1)ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	60	50
		(2)その他のもの	20	10
187	ブリキ製造業		20	10
188	亜鉛鉄板製造業		35	20
189	めっき鋼管製造業		30	20
190	めっき鉄鋼線製造業		25	20
191	表面処理鋼材製造業(187の項から前項までに掲げるものを除く。)	(1)ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	60	50
		(2)その他のもの	30	20
192	鍛鋼製造業		20	10
193	鍛工品製造業			
194	鋳鋼製造業			
195	銑鉄鋳物製造業(196の項及び197の項に掲げるものを除く。)			
196	鋳鉄管製造業			
197	可鍛鋳鉄製造業			
198	鉄粉製造業			
199	鉄鋼業(173の項から前項までに掲げるものを除く。)	(1)ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	60	50
		(2)その他のもの	20	10
200	非鉄金属製造業		25	20
201	電気めっき業	(1)窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの	100	80
		(2)その他のもの	30	20
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	(1)溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	65	60
		(2)アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	70	60
		(3)その他のもの	25	20
203	一般機械器具製造業		30	20
204	電子回路製造業		25	20



窒素含有量(T-N)に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基準値(mg/l)		
		Cn、Cno	Cni	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	(1)民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	40	30
		(2)半導体素子製造工程	30	25
		(3)その他のもの	25	20
206	輸送用機械器具製造業	(1)自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	45	25
		(2)その他のもの	25	15
207	精密機械器具製造業	(1)時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)	40	20
		(2)その他のもの	25	20
208	ガス製造工場	25	20	
209	下水道業	(1)標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)	20	20
		(2)その他のもの	40	30
210	空瓶卸売業	30	25	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)	25	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			
213	飲食店	45	30	
214	宿泊業			
215	リネンサプライ業	25	20	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)			
218	写真業又は写真現像・焼付業	30	25	
219	自動車整備業			
220	病院	40	30	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	(1)第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	30	25
		(2)その他のもの	45	35
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。)	(1)第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	40	35
		(2)その他のもの	50	40

窒素含有量(T-N)に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分		基準値(mg/l)	
			Cn、Cno	Cni
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	(1)嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	20	10
		(2)その他のもの	30	20
224	ごみ処理業		25	20
225	廃油処理業		35	30
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)		40	30
227	死亡獣畜取扱業		30	25
228	と畜業			
229	中央卸売市場			
230	地方卸売市場			
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)			
232	2 の項から前項までに分類されないもの	(1)指定地域内事業場のし尿又は雑排水(221の項及び222の項に掲げるものを除く。)	60	35
		(2)その他のもの	40	30